

鹿島市長 樋口久俊から認可申請のあった鹿島市営土地改良事業（さが農業農村振興整備 区画整理）御立場地区の換地計画は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 52 条の 2 第 1 項の規定により適当であると決定したので、同条第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの換地計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成 25 年 1 月 31 日までに佐賀県鹿島農林事務所（郵便番号 849-1311 鹿島市大字高津原 3400 番地）に提出してください。

平成 24 年 12 月 11 日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

鹿島市営土地改良事業（さが農業農村振興整備 区画整理）御立場地区の換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 24 年 12 月 11 日から平成 25 年 1 月 16 日まで

3 縦覧の場所

鹿島市役所